

○太宰府市立運動公園（令和元年10月1日以降）

（単位 円）

公園名	使用料 区分	施設名	時間	使用料				備考	
				市内者		市外者			
				一般	小・中学 生	一般	小・中学 生		
北谷運動 公園	施設使 用料	野球場	1 時間	1,100	220	2,200	1,100	全面	
		多目的広場		550	110	1,100	550	全面	
		テニスコート		440	80	880	440	1 面	
		会議室		220	40	440	220	1 室	
		卓球場		50	10	110	50	1 台	
	照明使 用料	野球場		3,300	660	6,600	3,300	全面	
		テニスコート		440	80	880	440	1 面	
	少年スポ ーツ公園	施設使 用料		多目的広場	550	110	1,100	550	全面
	大佐野ス ポーツ公 園	施設使 用料		グラウンド	550	110	1,100	550	1 面
	松川運動 公園	施設使 用料		グラウンド	1,100	220	2,200	1,100	全面
550			110		1,100	550	半面		
体育館			550	110	1,100	550			
照明使 用料		体育館	220	40	440	220			

備考

- 1 使用料の額は、消費税等を含んだものとする。
- 2 30分以下の端数時間の使用料については、1時間料金の2分の1の額とし、30分を超えて、1時間未満の端数時間の使用料については、1時間料金

の額とする。

3 使用料の額を計算した場合において、その算定額に10円未満の端数があるときは、その10円未満の端数の額は、切り捨てるものとする。ただし、その算定額が10円未満であるときは、10円とする。

4 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

5 市内者とは、市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者をいう。